中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（記載事項訂正）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	8,420	5,790	3,160	3,160	840	470	1,320	1,320
アラブ首長国連邦	ディルハム	670	460	250	250	70	40	105	105
イエメン	リアル	39,000	26,800	14,600	14,600	3,900	2,200	6,100	6,100
イスラエル	シェケル	667	458	250	250	67	38	104	104
イラク	ディナール	211,000	145,000	79,000	79,000	21,000	12,000	33,000	33,000
イラン	リアル	1,800,000	1,240,000	670,000	670,000	180,000	100,000	280,000	280,000
オマーン	リアル	69	48	26	26	7	4	11	11
カタール	リヤール	667	458	250	250	67	38	104	104
クウェート	ディナール	51.5	35.5	19.5	19.5	5	3	8	8
サウジアラビア	リヤール	670	460	250	250	70	40	105	105
シリア	ポンド	8,290	5,700	3,110	3,110	830	470	1,300	1,300
トルコ	リラ	271	186	102	102	27	15	42	42
バーレーン	ディナール	68	47	25	25	7	4	11	11
ヨルダン	ディナール	127	87	48	48	13	7	20	20
レバノン	ポンド	271,000	186,000	102,000	102,000	27,000	15,000	42,000	42,000